



性の権利宣言

性の権利（セクシュアル・ライツ）は、望みうる最高の性の健康（セクシュアル・ヘルス）を実現するために不可欠なものであるという認識のもと、世界性の健康学会は、以下を言明し、再確認する。

性の権利が基礎におくのは、国際社会および各国・地域において策定された人権に関する文書、憲法や法律、人権保障に関する基準や原則、人間の性や性の健康に関する科学的知見においてすでに認知された普遍的人権である。

セクシュアリティ（性）は、生涯を通じて人間であることの中心的側面をなし、セックス（生物学的性）、ジェンダー・アイデンティティ（性自認）とジェンダー・ロール（性役割）、性的指向、エロティシズム、喜び、親密さ、生殖がそこに含まれる。セクシュアリティは、思考、幻想、欲望、信念、態度、価値観、行動、実践、役割、および人間関係を通じて経験され、表現されるものである。セクシュアリティはこうした次元のすべてを含みうるが、必ずしもすべてが経験・表現されるわけではない。セクシュアリティは、生物学的、心理的、社会的、経済的、政治的、文化的、法的、歴史的、宗教的、およびスピリチュアルな要因の相互作用に影響される。

セクシュアリティは、喜びとウェルビーイング（良好な状態・幸福・安寧・福祉）の源であり、全体的な充足感と満足感に寄与するものである。

性の健康とは、セクシュアリティに関する、身体的、情緒的、精神的、社会的に良好な状態（ウェルビーイング）にあることであり、単に疾患、機能不全又は虚弱でないというばかりではない。性の健康には、セクシュアリティや性的関係に対する肯定的かつ敬意あるアプローチと同時に、強要・差別・暴力を被ることなく、楽しく、安全な性的経験をすることが求められる。

性の健康は、セクシュアリティに関する幅広い理解なくして、これを定義し、理解し、実現可能にすることはできない。

性の健康が達成され維持されるためには、すべての人々の性の権利が尊重され、保護され、満たされなければならない。

性の権利は、すべての人間が、人間としてもって生まれた自由・尊厳・平等に基づき、危害からの保護に対するコミットメントを含むものである。

平等と非差別は、すべての人権の保護と促進の基盤であり、人種、民族、肌の色、性別、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的もしくは社会的出自、財産、出生時およびその他の状況（障がいの有無・年齢・国籍・婚姻状況・家族関係・性的指向やジェンダー・アイデンティティ・健康状態・居住地・経済的および社会的状況）に基づく、あらゆる区別、排除あるいは制限を禁じるものである。

性的指向、ジェンダー・アイデンティティ、ジェンダー表現および多様な身体のありようは人権保護を要する。

すべての暴力、ハラスメント、差別、排除、およびスティグマ化は人権侵害であり、個人・家族・コミュニティのウェルビーイングに影響を及ぼすものである。

人権の尊重・保護・充足の責務は、すべての性の権利と自由に適用される。

性の権利は、すべての人々が他者の権利を尊重しつつ、自らのセクシュアリティを充足し、表現し、性の健康を楽しむことを保護するものである。

性の権利はセクシュアリティ（性）に関する人権である：

1. 平等と差別されない権利

人は誰も、人種、民族、肌の色、性別、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的もしくは社会的出自、居住地、財産、門地、障がいの有無、年齢、国籍、婚姻状況・家族関係、性的指向、ジェンダー・アイデンティティやジェンダー表現、経済的・社会的状況、又はこれに類するいかなる事由によっても区別されることなく、この宣言に掲げるすべての性の権利を享受することができる。

2. 生命、自由、および身体の安全を守る権利

人は誰も、生命、自由、および安全についての権利を有し、セクシュアリティに関連する事由によってほしいままに脅かされたり、制限を受けたり、取り上げられるようなことがあってはならない。これには、性的指向、合意に基づく性的な行動や実践、ジェンダー・アイデンティティやジェンダー表現、性と生殖に関する健康に関するサービスへのアクセスや提供が含まれる。

3. 自律性と身体保全に関する権利

人は誰も、セクシュアリティと身体に関する事柄について自由に自己管理し、自己決定する権利を有する。これには、他者の権利を尊重しつつ、性行動・性行為・性的パートナーや性的関係に関して選択する権利が含まれる。自由かつ情報に基づく意思決定を保障するには、性に関わるあらゆる検査・介入・セラピー・手術あるいは研究の実施に先立って、自由な環境で説明に基づく同意を得る必要がある。

4. 拷問、及び残酷な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は刑罰から自由でいる権利

人は誰も、セクシュアリティに関連した事由による拷問、及び残酷な、非人道的又は品位を傷つける取り扱い又は処罰を受けるようなことがあってはならない。性別、ジェンダー、性的指向、ジェンダー・アイデンティティやジェンダー表現、あるいは多様な身体のありように関連する事由による拷問、及び残酷な、非人道的又は品位を傷つける取り扱いの例には、有害な伝統的因習、断種（不妊）・避妊・中絶の強制・強要などが含まれる。

5. あらゆる暴力や強制・強要から自由でいる権利

人は誰も、セクシュアリティに関連した暴力や強制・強要を受けるようなことがあってはならない。その例には、強姦、性的虐待、セクシュアル・ハラスメント、いじめ、性的搾取および性奴隷、性的搾取を目的とした人身取引、処女検査、および実際の又は（それがあったと）察せられた性行為、性的指向、ジェンダー・アイデンティティやジェンダー表現、あるいは多様な身体のありようを事由とする暴力が含まれる。

6. プライバシーの権利

人は誰も、性生活、自己の身体や合意に基づく性的関係や性行為に関する選択に関連したプライバシーに対して、ほしいままに干渉されたり侵害されたりすることから自由である権利を有する。この権利には、セクシュアリティに関連した個人情報を他者に開示することについてコントロール（管理・調節）する権利が含まれる。

7. 楽しめて満足できかつ安全な性的経験を有する可能性のある、性の健康を含む、望みうる最高の性の健康を享受する権利

人は誰も、楽しめて満足できかつ安全な性的経験を有する可能性を含め、セクシュアリティに関して、望みうる最高の健康とウェルビーイングを享受する権利を有する。そのためには、性の健康を含む健康に影響を及ぼし、それを規定する状態に対して、質の高い保健サービスが利用できる形で存在し、入手可能であり、利用者が納得いくものになっている必要がある。

8. 科学の進歩と応用の恩恵を享受する権利

人は誰も、セクシュアリティと性の健康に関わる科学的進歩と応用の恩恵を享受する権利を有する。

9. 情報への権利

人は誰も、様々な情報源を通じて、セクシュアリティ・性の健康・性の権利に関する科学的に正しく、理解可能な情報を入手する権利がある。こうした情報がほしいままに検閲されたり、取り上げられたり、又は意図的に誤って伝えられるようなことがあってはならない。

10. 教育を受ける権利、包括的な性教育を受ける権利

人は誰も、教育を受ける権利および包括的な性教育を受ける権利を有する。包括的な性教育は、年齢に対して適切で、科学的に正しく、文化的能力に相応し、人権、ジェンダーの平等、セクシュアリティや快樂に対して肯定的なアプローチをその基礎に置くものでなければならない。

11. 平等かつ十分かつ自由な同意に基づいた婚姻関係又は他の類する形態を始め、築き、解消する権利

人は誰も、結婚するかどうかを選択し、平等かつ十分かつ自由な同意に基づいた婚姻関係又は他の類する形態を始め、築き、解消する権利を有する。すべての人に対して、婚姻関係又は他の類する形態を始め、継続し、あるいは解消することについて、いかなる差別や排除を受けることのない平等な権利が保障されるべきである。これには、そうした関係性の形態の如何にかかわらず、社会福祉および他の恩恵を享受する平等な権利が含まれる。

12. 子どもを持つか持たないか、子どもの人数や出産間隔を決定し、それを実現するための情報と手段を有する権利

人は誰も、子どもを持つか持たないか、子どもの人数や出産間隔を決定する権利を有する。この権利を行使するためには、健康とウェルビーイングに影響を及ぼし、それを規定する要件や状態（妊娠・避妊・妊孕性・妊娠中絶・養子縁組に関連する性と生殖に関する保健サービス）にアクセスする権利が保障されなければならない。

13. 思想、意見、表現の自由に関する権利

人は誰も、セクシュアリティに関する思想、意見、表現の自由に関する権利を有し、他者の権利を尊重しつつ、外見、コミュニケーションおよび行動などを通じて、自己のセクシュアリティを表現する権利を有する。

14. 結社と平和的な集会の自由に関する権利

人は誰も、セクシュアリティや性の健康と権利などに関して、平和的に組織化、結社、集会、行動する権利を有する。

15. 公的・政治的生活に参画する権利

人は誰も、人間の生活における市民的、経済的、社会的、文化的、政治的およびその他の側面について、地方・国・地域・国際的レベルで、活発にして自由で意味ある参画と貢献を可能にする環境に対する権利を有する。とくに、すべての人は、セクシュアリティと性の健康を含む、自己の福祉を規定する政策の策定および施行に参加する権利を有する。

16. 正義、善後策および救済を求める権利

人は誰もが、性の権利侵害に対する正義、善後策、救済を求める権利を有する。この権利を行使する手段は、有効で、適切で、アクセス可能で、適切でなければならない、適切な教育措置、法的措置、司法措置および他の措置を必要とする。善後策には、賠償、補償、リハビリテーション、満足感、および再発防止の補償などによる救済が含まれる。

これは「性の権利宣言」の公式な邦訳版である。ただし、使用目的に法が絡む場合や、技術的厳密さが求められる場合は、原本である英語版を参照すること：<http://www.worldsexology.org/resources/declaration-of-sexual-rights/>
なお、翻訳は東優子（WAS Sexual Rights Committee）と中尾美樹（国連平和大学大学院生）を中心に、山本ベバリアン（大阪大学）、山中京子（大阪府立大学）、小貫大輔（東海大学）、柳田正芳（WAS Youth Initiative）らの協力を得て行われた。

性の健康世界学会（WAS）は、人間の性（セクシュアリティ）の分野に関する学会組織、NGOs（非政府組織）、専門家などによって構成された学際的かつ世界規模の集団で、性科学およびあらゆる人々の性の権利を展開し、推進し、支援することによって、生涯を通じた性の健康を世界中で推進してゆくことを目的に活動している。WASは、領域横断的アプローチを用い、権利擁護に関するアクション、ネットワーキング、情報・アイデア・経験の共有を通じ、あるいはセクシュアリティ（性）に関する学術研究、性教育および臨床性科学を通じて、上記の目的を達成している。WAS「性の権利宣言」は、1997年にスペインのバレンシアで開催された第13回世界性科学学会で初版が発表された後、若干の修正を加えて1999年香港で開催されたWAS総会で採択され、「WAS宣言：ミレニアムにおける性の健康」（2008）において再確認された。今回改訂された宣言は、2014年3月にWAS諮問委員会により承認された。